

# 最高人民法院による不正競争の 民事案件の審理における 法律適用の若干問題についての解釈

2007年1月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

(2006年12月30日最高人民法院裁判委員会第1412回会議にて可決  
2007年1月12日最高人民法院公布)  
法釈〔2007〕2号

不正競争の民事案件を的確に審理し、法に基づき事業者の合法的な権益を保護し、市場競争の秩序を維持するために、「中華人民共和國民法通則」、「中華人民共和國反不正競争法」、「中華人民共和國民事訴訟法」などの法律の関連規定に基づき、裁判の実践経験と実情とを結び合わせ、本解釈を制定する。

第1条 中国国内において一定の市場知名度を有し、関わる大衆周知の商品である場合は、反不正競争法第5条(2)項に規定する“知名商品”として認定しなければならない。人民法院が認定する知名商品とは、当該商品の販売期間、販売地域、販売額と販売対象、宣伝の継続時間、程度及び地域の範囲、知名商品が保護を受ける状況などの要素を考慮し、総合的に判断しなければならない。原告は、その商品市場の知名度についての立証責任を負わなければならない。

異なる地区の範囲において、知名商品特有の名称、包装、装飾と同一或いは類似の名称、包装、装飾を使用した後使用者がその善意の使用を証明できれば、反不正競争法第5条(2)項に規定する不正競争行為にはならない。その後の事業活動が同一地域の範囲に入ることにより、その商品の出所に対し混同を招く場合、後使用者に商品の出所を区別するためのその他のマークを加えるよう先使用者が願い出た場合、人民法院は支持しなければならない。

第2条 商品の出所を区別する顕著な特徴を有する商品の名称、包装、装飾は、反不正競争法第5条(2)項に規定する“特有の名称、包装、装飾”と認定しなければならない。次の状況の1つに該当する場合、人民法院は知名商品特有の名称、包装、装飾として認定はしない。

(1) 商品に共通する名称、図形、型番。

(2) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するだけの商品の名称。

(3) 商品自体の性質による形状、技術的な効果を得るためにある商品に必要な形状及び商品の実質的な価値を備えた形状。

(4) その他顕著な特徴に乏しい商品の名称、包装、装飾。

前項(1)(2)(4)に規定する状況が使用を通じて顕著な特徴を得た場合、特有の名称、包装、装飾と認定することができる。

知名商品特有の名称、包装、装飾の中に本商品に共通する名称、図形、型番或いは商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴の直接的な表示或いは地名を含み、第三者が客観的に商品を述べるために正当に使用する場合は、不正競争の行為にはならない。

第3条 事業者が営業する場所の装飾、営業道具のデザイン、営業人員の服装など、構成する独特の風格を備えた全体のイメージは、反不正競争法第5条(2)項に規定する“装飾”と認定することができる。

第4条 商品の出所について十分に関わる大衆の誤認を招き、知名商品の事業者が有す

る使用許可、関連企業関係など特定の関係と誤認する場合も含め、反不正競争法第5条(2)項に規定する“他人の知名商品との混同を生じ、購買者に当該知名商品と誤認させる”と認定しなければならない。

同一商品上に同一の、或いは視覚上基本的に区別のつかない商品の名称、包装、装飾を使用した場合、他人の知名商品と十分に混同を生じさせたとみなさなければならない。

知名商品特有の名称、包装、装飾と同一或いは類似と認定された場合、商標の同一或いは類似の判断の原則と方法を参照することができる。

第5条 商品の名称、包装、装飾が商標法第10条第1項に規定する商標として使用してはならないマークに属し、当事者が反不正競争法第5条(2)項の規定に基づき保護を願い出る場合は、人民法院は支持しない。

第6条 企業登録主管機関が法に基づき企業の名称を登録する場合、及び中国国内で外国(地区)企業の名称を商業的に使用する場合、反不正競争法第5条(3)項に規定する“企業名称”と認定しなければならない。一定の市場知名度を有し、関わる大衆周知の企業の名称における屋号の場合、反不正競争法第5条(3)項に規定する“企業名称”と認定することができる。

商品経営において使用する自然人の名称の場合、反不正競争法第5条(3)項に規定する“氏名”と認定しなければならない。一定の市場知名度を有し、関わる大衆周知の自然人のペンネーム、芸名などの場合、反不正競争法第5条(3)項に規定する“氏名”と認定することができる。

第7条 中国国内で商業的に使用する場合、知名商品特有の名称、包装、装飾又は企業の名称、氏名を商品や商品の包装及び商品取引の文書上に用いる、或いは広告宣伝、展覧及びその他商業活動に用いる場合を含め、反不正競争法第5条(2)項に、(3)項に規定する“使用”と認定しなければならない。

第8条 経営者が次の行為の1つに該当し、関わる大衆の誤解を十分に招いた場合、反不正競争法第9条第1項に規定する人の誤解を招く虚偽の宣伝行為と認定することができる。

- (1) 商品について一方的な宣伝や対比を行う場合。
- (2) 科学的に定説でない観点、現象などを定説の事実として宣伝広告に用いる場合。
- (3) 多義的な文言或いはその他人に誤解を招く方法で商品の宣伝を行う場合。

明らかに誇張した方法で商品を宣伝しても、関わる大衆の誤解を招くに至らない場合は、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為とはしない。

人民法院は、日常生活の経験、関わる大衆の通常の注意力、誤解を生じる事実と被宣伝対象の実情などの要素に基づき、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為について認定しなければならない。

第9条 関連情報はその所属領域の関連人員の周知の情報でなく、簡単に得ることができる情報でない場合、反不正競争法第10条第3項に規定する“大衆の周知ではない”と認定しなければならない。

次の状況の1つに該当する場合、関連情報は公衆の周知ではないにはあたらない。

- (1) 当該情報がその所属の技術、或いは経済分野の一般常識或いは業界の慣習である場合。
- (2) 当該情報が商品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組み合わせなどの内容に関係するだけで、市場に出た後に関わる大衆が商品の観察を通じて即直接得ることができる場

合。

- (3) 当該情報が既出版物或いはその他メディアで公然と公開されている場合。
- (4) 当該情報が既に報告会、展覧などの方法で公開されている場合。
- (5) 当該情報がその他公開されたルートを通じて得ることができる場合。
- (6) 当該情報が一定の代価を支払わずとも容易に得ることができる場合。

第 10 条 関連情報が現実的な或いは潜在的な商業価値を有し、権利者の競争に優位をもたらす可能性がある場合、反不正競争法第 10 条第 3 項に規定する“権利者に経済利益をもたらす、実用性を有する”と認定しなければならない。

第 11 条 権利者が情報の漏洩を防止するために採るその商業価値などの具体的な状況と適応する合理的な保護措置は、反不正競争法第 10 条第 3 項に規定する“機密保護措置”と認定しなければならない。

人民法院は、情報の担体の特徴、権利者の機密保護の要望、機密保護措置の識別程度、他人が正当な方法を通じて得ることができる難易度などの要素に基づき、権利者が機密保護措置を採っているかどうか認定しなければならない。

次の状況の 1 つに該当する場合、正常な状況下では十分に機密に関わる情報の漏洩を防止する場合、権利者が機密保護措置を採ると認定しなければならない。

- (1) 機密に関わる情報を知る範囲を限定し、知る必要のある関連人員についてのみ、その内容を告知する場合。
- (2) 機密情報に関わる担体に鍵を掛けるなどの防犯措置を採る。
- (3) 機密情報に関わる担体に機密保護のしるしをつける。
- (4) 機密に関わる情報にパスワードやコードを採用する。
- (5) 守秘契約を締結する。
- (6) 秘密に関わる機械、工業、生産現場などの場所への来訪者を制限する、或いは守秘を要求する。
- (7) 情報の機密を確保するその他合理的な措置。

第 12 条 自主研究開発或いはリバースエンジニアリングなどの方法を通じて商業秘密を得た場合、反不正競争法第 10 条 (1) (2) 項に規定する商業秘密を侵害する行為とは認定しない。

前項に言う“リバースエンジニアリング”とは、技術的な手段を通じて公開されたルートから得た製品について解体、測量・製図、分析などを行い、当該製品の関連の技術情報を得ることを指す。当事者が不当な手段で他人の商業秘密を知った後、リバースエンジニアリングを取得行為として合法的であると主張する場合は、支持しない。

第 13 条 商業秘密における取引先名簿とは、一般的には取引先の名称、住所、連絡方法及び取引の慣例、意図、内容など構成に分けられた関連する公開情報の特殊な取引先の情報を指し、多くの取引先を取引先名簿として集めたもの及び長期的に安定した取引関係にある特定の取引先も含める。

取引先が、従業員個人の信頼に基づき従業員が所属する単位と市場取引を行う場合、当該従業員が離職後、取引先が自主的に自己或いはその新しい単位と市場取引を行うことを選択したことを証明できれば、不当な手段を採っていないと認定しなければならない、但し従業員と元の単位で別に約定のある場合はこの限りではない。

第 14 条 当事者が、他人がその商業秘密を侵害したと主張する場合、その保有する商業秘密が法定条件に符合し、相手方当事者の情報とその商業秘密が同一である或いは実質

的に同一で、相手方当事者が不当な手段を採った事実についての立証責任を負わなければならない。そのうち、商業秘密が法定条件に符合する証拠には、商業秘密の担体、具体的な内容、商業価値と当該商業秘密に対して採用した具体的な秘密保護措置などを含む。

第 15 条 商業秘密を侵害する行為について、商業秘密の独占的实施権契約の被許可人が提訴した場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない。

専用利用権契約の被許可人と権利者が共同で訴訟を起こす場合、或いは権利者が起訴しない状況において自主的に提訴する場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない。

通常実施権契約の被許可人と権利者が共同で訴訟を起こす場合、或いは権利者の書面による授權を経て、単独で提訴する場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない。

第 16 条 人民法院が商業秘密を侵害する行為に侵害を停止する民事責任の判決を下した時、侵害の停止期間は、一般的に当該商業秘密が既に大衆周知となるまで継続する。

前項の規定に基づき下された侵害の停止期間が明らかに不合理である場合、法に基づき権利者の当該商業秘密の競争優勢を保護する状況の下、権利侵害者に一定期間或いは一定の範囲内で当該商業秘密の使用を停止する判決を下すことができる。

第 17 条 反不正競争法第 10 条に規定する商業秘密を侵害する行為の損害賠償額を確定する場合は、特許権を侵害する損害賠償額を確定する方法を参考にすることができる。反不正競争法第 5 条、第 9 条、第 14 条に規定する不正競争行為の損害賠償額の確定は、登録商標の専用権を侵害する賠償額を確定する方法を参考にすることができる。

権利を侵害する行為によって商業秘密の大衆への開示を招いた場合、当該商業秘密の商業価値に基づいて損害賠償額を確定する。商業秘密の商業価値とは、その研究開発コスト、当該商業秘密の収益、取得可能な利益、競争の優勢を保持することができる期間などの要素に基づき確定する。

第 18 条 反不正競争法第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 14 条に規定する不正競争の民事の第一審の案件は、一般的には中級の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は本管轄の実情に基づき、最高人民法院の審査・許可を経て、不正競争の民事事件の第一審の案件を受理するいくつかの基層の人民法院を確定することができ、既に知的財産権の民事案件を審理できると審査・許可された基層の人民法院は、引き続き受理することができる。

第 19 条 本解釈は 2007 年 2 月 1 日から施行する。